

議案第12号

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部改正について

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示を定めることについて、次のとおり提案する

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和3年4月から放課後子供教室の担当課変更及び行政手続の見直しに係る「押印等の見直し」等に伴う例規の改正に伴い、所要の規定の整備等を行うものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市放課後子供教室実施要綱の一部を改正する告示

東広島市放課後子供教室実施要綱（平成31年東広島市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「（別記様式第1号）」及び「（別記様式第2号）」を削る。

第14条中「教育委員会生涯学習部生涯学習課」を「教育委員会生涯学習部青少年育成課」に改める。

第15条中「ほか、」の右に「この要綱で定める帳票の様式その他」を加える。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

東広島市放課後子供教室実施要綱（平成31年教育委員会告示第1号）新旧対照表<抜粋>

新	旧
<p>(謝金)</p> <p>第13条 コーディネーターは、放課後子供教室を開設した日の属する月の翌月5日までに、<u>放課後子供教室実績票</u>及び<u>放課後子供教室活動記録簿</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 放課後子供教室の実施に関する庶務は、<u>教育委員会生涯学習部青少年育成課</u>において処理する。</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、<u>この要綱で定める帳票の様式その他</u>放課後子供教室の実施に関し必要な事項は、生涯学習部長が定める。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(略)</p>	<p>(庶務)</p> <p>第13条 コーディネーターは、放課後子供教室を開設した日の属する月の翌月5日までに、<u>放課後子供教室実績票（別記様式第1号）</u>及び<u>放課後子供教室活動記録簿（別記様式第2号）</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 放課後子供教室の実施に関する庶務は、<u>教育委員会生涯学習部生涯学習課</u>において処理する。</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、放課後子供教室の実施に関し必要な事項は、生涯学習部長が定める。</p> <p><u>別記様式第1号（第13条関係）</u></p> <p><u>別記様式第2号（第13条関係）</u></p> <p>(略)</p>